

別表1 (第3条関係)

	職 種	資格及び条件
借生園	生活相談員(主任生活相談員)	社会福祉士又は介護支援専門員
	支援員(主任支援員)	介護福祉士又は実務者研修、介護職員初任者研修(旧ヘルパー2級)
	看護職員	看護師又は准看護師
	栄養士	管理栄養士又は栄養士
	調理員	栄養士又は調理師
	事務員	特段の資格なし 施設運営の知識を有する者
愛全園	生活相談員	社会福祉士又は介護支援専門員
	介護職員	介護福祉士又は実務者研修、介護職員初任者研修(旧ヘルパー2級)
	看護職員	看護師又は准看護師
	管理栄養士	管理栄養士
	調理員	栄養士又は調理師
	事務員	特段の資格なし 施設運営の知識を有する者
愛全園 在宅セ ンター	生活相談員	社会福祉士又は介護支援専門員
	介護職員	介護福祉士又は実務者研修、介護職員初任者研修(旧ヘルパー2級)
	看護職員	看護師又は准看護師
	保健師	保健師
	管理栄養士	管理栄養士
	栄養士	栄養士
	調理員	栄養士又は調理師
	運転手	特段の資格なし 運転免許を有する者
	事務職員	特段の資格なし 施設運営に関する知識を有する者
	サービス提供責任者	介護福祉士
訪問介護職員	介護福祉士又は実務者研修、介護職員初任者研修(旧ヘルパー2級)及びヘルパー3級	

※「介護職員」「訪問介護職員」については、人員確保を目的とし、介護職員初任者研修修了条件を満たし

ていない職員を雇用する場合は、入職後 1 年以内に介護職員初任者研修修了試験に合格することを前提として常用職員とする。